

市環第232号
平成29年12月25日

飯山市国民健康保険運営協議会
会長 池田 澄子 様

飯山市長 足立 正 則

飯山市国民健康保険税の課税額等について（諮問）

飯山市国民健康保険税の課税額等の適正化について、貴協議会のご意見をお聞きしたいので、飯山市国民健康保険条例第3条及び飯山市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

国民健康保険が抱える構造的問題（年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が重い等）の解決を図るため、平成30年度から財政運営の県単位への拡大と共に県による新たな基金設置等により財政安定化を図り持続可能な制度に改正されます。このことにより県が財政運営の責任主体となり市町村からの納付金の決定、医療給付費の交付等を行い、市町村は保険税の決定や賦課徴収など住民に身近な業務を引き続き行うこととされました。

昭和36年の国民健康保険制度充実により国民皆保険が始まって以来の大改革であり、県からは市町村の納付金の財源である保険税課税額等について市町村国民健康保険運営協議会の審議が求められています。

つきましては、県への納付金の財源である保険税課税額等の適正化に向けて次の点についてご審議いただき、平成30年2月までに答申いただきますようお願いいたします。

- 1 納付金に係る保険税課税額等の適正化
- 2 保険税課税額等の適正化に必要な事項